

## 違反事業者及び課徴金額一覧

別表

番号	法人番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額（万円）	課徴金減免制度の適用
1	7020001006616	日本発條株式会社	横浜市金沢区福浦三丁目10番地	代表取締役 茅本 隆司	○	71,422	30%
2	/	ナット・ペリフェラル（ホンコン）・カンパニー・リミテッド	中華人民共和国香港特別行政区 クーロン カントンロード33 チャイナホンコンシティタワー 3 ナインスフロア スイートナンバー15B-17	大竹 一彦	○	36,194	
3	7010001034849	TDK株式会社	東京都港区芝浦三丁目9番1号	代表取締役 石黒 成直	-	-	(注3) (注4)
4	/	エスエーイー・マグネティクス（ホンコン）・リミテッド	中華人民共和国香港特別行政区 シャーティン ホンコンサイエンスパーク サイエンスパークイーストアベニュー6 エスエーイーテクノロジーセンター	リチャード ハン	-	-	免除 (注3)
5	/	マグネコンプ・プレジジョン・テクノロジー・パブリック・カンパニー・リミテッド	タイ王国 アユタヤ ワンノーイアンプー ラムサイタムボン パホンヨーティンロード ムー5 162	アルバート オン	-	-	免除 (注3)
合 計					2社	107,616	/

(注1) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

(注2) 表中の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象ではないことを示している。

(注3) TDK株式会社、エスエーイー・マグネティクス（ホンコン）・リミテッド及びマグネコンプ・プレジジョン・テクノロジー・パブリック・カンパニー・リミテッドは、共同して、課徴金減免申請を行った者である。

(注4) 課徴金減免申請を行った者であるが、独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象とはなっていない。